

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

行田市長 工藤 正司

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

長野・佐間・忍 地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 3 月 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

プラン名	法人	個人	集落営農 (任意)	合計
長野・佐間・忍 地区	1	2	0	3

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はあるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農振農用地内の農地は中間管理機構を活用して集積を図っていくが、その他の農地においては、相対による利用権で集積を図っていく。

6. 地域農業の将来のあり方

規模拡大を希望する農業者については、農地中間管理機構を通じた農地集積により大規模経営体へと促し、現時点での大規模農家については、法人化に促すことで経営の安定と地域の信頼を確保することを目指す。また、法人化した経営体においては農地中間管理機構を通じた農地集積を促し、経営規模拡大および雇用の確保を図る。

規模拡大を希望しない担い手については、生産性向上や付加価値化を図る

ことにより、経営の安定を目指すこととする。

なお、今後も地域の話し合いを継続し農地集積等による低コスト化の可能性を探りながら地域の農業の維持・発展を目指す。